

# (仮称)準用河川管理施設等構造条例案について

## 1 趣旨

河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項及び第13条第2項の規定に基づき、準用河川における河川管理施設及び堤防その他の主要なものの構造について、河川管理上必要とされる技術的基準を標記の条例で定めるものです。

## 2 準用河川とは

(1) 準用河川は、国・県が管理する一、二級河川以外の河川で、地域住民の生活河川として治水対策及び生活環境の保全上重要な役割を果たしている河川について、その地域的な性格から市長が法第100条に基づき指定し、市が管理している河川です。

(2) 本市内の準用河川

- ・河川数 1本
- ・河川名 松毛川
- ・延長 1,350m

## 3 条例制定にあたっての基本的な考え方

(1) 本市は、『河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号。以下「構造令」という。）』に基づいて準用河川の整備及び管理を行ってきました。この「構造令」は、河川を安全に管理する上で必要な基準であるため、新たに条例で定める基準にあたっては、この「構造令」に準拠することを基本とします。

(2) ただし、本市に該当しない基準及び施設（ダム、高規格堤防、計画高水流量500 $\text{m}^3$ 以上、高潮区間・湖沼・波浪に関する技術的基準等）については条例化しないものとします。